

■事業者健診結果データ作成および委任状の提出勧奨業務委託健診機関募集のお知らせ

協会けんぽ岩手支部では、労働安全衛生法等の法令に基づく事業者健診結果データの作成・提供及び健診結果の提供に関する委任状の提出勧奨業務を受託いただける健診機関を募集しております。

1. 募集時間：随時

2. 委託業務内容等

(1) 事業者健診データの提供に係る委任状の提出勧奨・取得業務

- ア 自機関にて労働安全衛生法その他の法令に基づき実施する健康診断（以下「事業者健診」という。）を受診している全国健康保険協会に加入する事業者等に対し、委任状の提出勧奨及び取得業務を実施すること。
イ 提出勧奨及び取得業務において生じた事業者等からの質疑等の照会は、その都度、協会支部へ照会して差し支えないこと。

(2) 事業者健診データの作成

- ア 健診機関は事業者健診データを次の仕様で作成すること。

[データの仕様]

データ形式	仕様
X M L形式	国が定める標準仕様
C S V形式	協会独自のフォーマット

- イ 事業者健診データの作成対象となる者は、以下の事業者等の被保険者のうち、事業者健診を受診した年度において、40歳以上75歳未満（75歳の誕生日の前日までの方）のものとする。
- ・健診機関が委任状を取得した事業者等。
 - ・協会支部が事業者健診データの提供について書面による同意（以下「同意書」という。）を得た事業者等。
- エ 事業者健診データの作成対象となる健診項目等は、事業者健診の健診項目のうち、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に規定する①、②の健診項目及び③を対象とする。ただし、②については必須ではない。

- ①身長、体重、B M I 、腹囲、血圧、中性脂肪、H D Lコレステロール、L D Lコレステロール（中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合、Non-HDLコレステロールでも可）、空腹時血糖又はH b A 1 c （やむを得ず空腹時以外に採血をおこないH b A 1 c （N G S P 値）を測定しない場合は食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）を除き隨時血糖でも可）、肝機能（G O T 、G P T 、γ-G T P ）、尿検査（尿糖、尿たんぱく）
- ②心電図、血清クレアチニン、血液学検査（ヘモグロビン値、赤血球数）
- ③保険者番号、健康保険証記号・番号、氏名（カナ）、住所、生年月日、性別、健診機関名（コード番号）、健診受診日の基本データ並びに服薬歴、喫煙習慣の状況、メタボリックシンドrome判定、医師の診断（判定）、医師名、既往歴及び自覚症状・他覚的症状の有無。

オ 健診機関は、上記仕様等を基に作成した事業者健診データを電子媒体（CD-R または DVD-R）に収録し、以下の要件を満たしたうえで納品すること。なお、納品された電子媒体は、原則返却しない。

- ・1回だけ書き込みが可能な電子媒体（未使用の CD-R、DVD-R に限る。）を使用し、データ書込み時にファイナライズすること。
- ・パスワードを設定すること。

3. 個人情報保護措置、セキュリティ対策

- (1) 個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年第 57 号）等関係法令のほか、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等の遵守を徹底すること。
- (2) 健診機関は、協会支部より事業者健診データ作成対象者一覧データの提供を受けた後は、必ず施錠が可能な場所にて安全に保管し、業務履行場所及び保管場所については、個人情報保護のための措置を講ずること。また、業務の履行場所より外部に持ち出してもならないものとし、複写複製についても禁ずる。ただし、協会支部の承認を受けた場合はその限りではない。なお、健診機関は本業務が完了次第、速やかに事業者健診データ作成対象者一覧データを協会支部に以下のいずれかの方法で返却すること。
 - ・健診機関の職員が直接運搬し返却。
 - ・セキュリティ便等を利用した配送（ただし協会支部の了承を受けたものに限る。）。
- (3) 協会支部が事業者健診データ作成対象者一覧データに設定したパスワードは、本業務に従事する者に限り知りうること。
- (4) 上記のほか、個人情報保護及びセキュリティ対策については万全を期すこと。

4. 費用等

- (1) 本業務における委託費（単価）の上限額（税別）は、以下の通りとする。
- ・事業者健診データの作成料…1人当たり350円
 - ・委任状取得…事業所1件当たり2,000円
- (2) CD-Rなどの電子媒体及び送料等については、単価に含む方法のほか、協会支部と健診機関の協議により、別途支払うことができることする。

5. 納品と費用の請求等

- (1) 毎月末日までに、前月分の本業務の結果に基づく次のものを納品（提出）すること。また、併せて前月分の本業務に基づく費用の請求をすること。
- ・事業者健診データを収録した電子媒体
 - ・その他、協会支部が必要とするもの
- (2) 納品方法は、次のいずれかの方法による。なお、納品された電子媒体は、原則一切返却しない。
- ・健診機関の職員が直接運搬し納品。
 - ・セキュリティ便等を利用した配送（ただし協会支部の了承を受けたものに限る。）。
- (3) 協会支部は、健診機関から納品された事業者健診データの内容を確認し、不備がなければ、速やかに費用を支払うものとする。
- なお、協会支部へ提出された事業者健診データに不備があった場合は、健診機関に電子媒体の返戻は行わず、協会支部で廃棄処理するものとし、健診機関は訂正分を再度納品するものとする。

【お問い合わせ先】

協会けんぽ岩手支部

保健グループ 担当：川口

TEL019-604-9089